

生活習慣病管理料(Ⅱ)

脂質異常症・高血圧症・糖尿病のいずれかで受診されている方は、生活習慣病管理料算定にあたり、食事・運動等に関する指導内容を記載した「療養計画書」を作成し交付しております。

長期処方、リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。